

# 司法行政文書開示申出書

平成25年1月30日

最高裁判所 御中

申出人の住所・氏名  
別紙申出人目録のとおり7名

上記代理人  
〒277-0027  
千葉県柏市あかね町6-14  
吉永法律事務所  
TEL 04-7166-5711 FAX 04-7103-5756  
弁護士 吉永満夫

下記のとおり司法行政文書の開示を申し出ます。

## 記

### 1 司法行政文書の名称等

別紙文書の表示記載のとおり

### 2 求める開示の実施の方法等

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア 閲覧

イ 謄写

ウ その他 ( )



## 申出人目録

坂 田 茂 83歳

〒211-0051 神奈川県川崎市中原区宮内 3-13-36 TEL : 044-777-0033

土 屋 源太郎 78歳

〒420-0911 静岡県静岡市葵区瀬名 3-11-8 TEL : 054-264-4670

塩 川 喜 信 77歳

〒192-0353 東京都八王子市鹿島 7-2 A402 TEL : 0426-75-4377

正 清 太 一 74歳

〒176-0001 東京都練馬区練馬 1-22-1 TEL : 03-3991-5245

島 田 清 作 74歳

〒190-0013 東京都立川市富士見町 6-28-201 TEL : 042-525-8244

武 藤 軍一郎 78歳

〒811-2413 福岡県糟屋郡篠栗町尾仲 1164-6 TEL : 092-947-5692

吉 沢 弘 久 76歳

〒113-0032 東京都文京区弥生 1-4-10 TEL : 03-3811-3969

上記7名代理人弁護士 吉 永 満 夫

〒277-0027 千葉県柏市あかね町 6-14

吉永法律事務所 TEL 04-7166-5711 FAX 04-7103-5756

(別紙) 文書の表示

次の(1)から(26)までの文書

<目次>

- 1 通称米公文書館で発見された資料に相応する、(当時)最高裁判所長官田中耕太郎氏と(当時)駐日米大使マッカーサー氏とが会談したことが記載されている文書
- 2 最高裁判所裁判官会議の開催状況に関する文書
- 3 最高裁判所裁判官会議の議事録
- 4 最高裁判所大法廷の裁判官会議に関する開催日程関係文書
- 5 最高裁判所長官の業務日誌の作成方法・基準などに関する文書
- 6 最高裁判所長官の公用車の運転日報の作成方法・基準などに関する文書
- 7 最高裁判所長官(当時)田中耕太郎氏の対外的業務が記録されている文書
- 8 最高裁判所長官(当時)田中耕太郎氏の発言が記録されている文書
- 9 文書管理に関する文書

<本文>

(以下、開示を申し出る文書中、文書の表示は異なっても、文書の特定上重複して特定されている文書があると思われる)

- 1 通称米公文書館で発見された資料に相応する、(当時)最高裁判所長官田中耕太郎氏と(当時)駐日米大使マッカーサー氏とが会談したことが記載されている次の<開示を申し出る文書>に記載された文書

<文書の開示を申し出る事実経過説明>

(以下(ア)から(ウ)までは、後記文書の開示を申し出る文書を特定するための事実経過説明である)

- (ア) いわゆる砂川事件に関する末尾表示の判決(以下、この判決を砂川伊達判決といい、この判決の対象刑事事件を本件砂川刑事事件という)が言い渡された直後である1959年(昭和34年)4月24日の前頃に、当時の最高裁判所長官田中耕太

郎氏と当時の駐日米大使マッカーサー氏とが会談し、田中氏はマッカーサー氏に対し、最高裁における砂川刑事事件の審理の進行状況に関する情報を伝えた。

この事実は、当時の駐日米大使マッカーサー氏が米務省宛てに、電報番号を「2200 4月24日午後4時」とする電報（別添資料①は電文原文写し、資料②はその翻訳）を送信しており（国務省1959年（昭和34年）4月24日午前2時35分受信）、その電文中に次の記載があることから分かる。

内密の話し合いで本件の裁判長裁判官田中は、大使に本件には優先権が与えられているが、日本の手続では審理が始まったあと判決に到達するまでに、少なくとも数ヶ月かかると語った。

なお、上記電報は、国際問題研究者である新原昭治氏が、2008年4月、通称米公文書館（正式名称 United States National Archives and Records Administration 日本名 国立公文書記録管理局）において発見したものである。

(イ) 同年8月3日前頃、最高裁判所長官田中耕太郎氏は駐日米大使マッカーサー氏と会談し、その頃計画されていた砂川刑事事件に関する最高裁大法廷の裁判日程をマッカーサー氏に対し伝えた。

この事実を直接証する文書はないが、次の事実から、推認できる。

- i マッカーサー大使は、国務長官宛てに、発送日を1959年8月3日とし、書簡番号を「G—73」とする航空書簡（以下、この航空書簡を「航空書簡G—73」という）を発している。
- ii 駐日米大使マッカーサー氏がこの「航空書簡G—73」を発したとの事実は、同氏が、国務長官宛てに、電報番号を「1921 12月17日午後6時」とする電報（別添資料③は電文原文写し、資料④はその翻訳）（以下、この電報を「12月17日付電報」という）を発信しており、その電文中の参照欄に、「＜参照航空書簡＞G—73 1959年8月3日」として引用されている航空書簡があることから分かる。

なお、この12月17日付電報は、ジャーナリスト末浪靖司氏が、2011年9月、米公文書館において発見した文書である。

iii この「航空書簡G—73」は、米公文書館において「安全保障上の理由」により非公開扱いとなり（別添⑤は非公開決定文書、資料⑥はその翻訳）、末浪氏はこれを米公文書館において閲覧することができなかった。また、このような経緯から、同書簡には最高度の機密が記載されていたことが推認できる。

iv この「航空書簡G—73」は、上記12月17日付電報の電文本文中でも引用されており、そこには次のとおり記載されている（前記引用した別添資料③は電文原文写し、資料④はその翻訳）。

…………… 全員一致の最高裁判決が出たことは、田中裁判長の手腕と政治力に負うところがすこぶる大きい。彼の思慮深い裁判指導は、彼が早くも8月に計画した裁判日程（大使館発航空書簡G73）を超えて、審理引き延ばしを図った弁護団の奮闘を押さえ込むのに成功した……………

v 以上の事実から、次の事実を推認することができる。

- ① 最高裁大法廷においては、8月の段階で砂川事件の裁判日程を計画していたこと
- ② 遅くとも8月3日前に、田中最高裁長官とマッカーサー大使とが会談し、田中最高裁長官は当時が計画されていた「裁判日程」をマッカーサー大使に伝えたこと

(ウ) 同年11月5日の前項、最高裁判所長官田中耕太郎氏は駐日米大使マッカーサー氏と会談し、田中長官は秘密にすべき裁判の合議内容を伝えた。

この事実は、当時、駐日米大使マッカーサー氏が、国務長官宛てに、発送日を1959年11月5日とする航空書簡（別添資料⑦は電文原文写し、資料⑧はその翻訳）を発送しており、同書簡中に次の記載があることから分かる。

田中裁判長との最近の非公式会談の中で、砂川事件について短時間話し合った。裁判長は、時期はまだ決まっていないが、最高裁が来年のはじめまでには判決を出せるようにしたいと語った。彼は、15人の裁判官からなる法廷にとってもっとも重要な問題は、この事件に取り組む際の共通の土俵を作ることだと見ていた。できれば法廷を構成する裁判官全員

がいわば、合意された、適切かつ現実的な基本的規準を基盤として事件に取り組むことが重要だと田中裁判長は述べた。裁判官の幾人かは、「手続き上」の観点から事件に接近しているが、他の裁判官たちは、「法律上」の観点から見ており、また他の裁判官たちは、「憲法上」の観点から問題を考えている、ということを示唆した。

なお、上記発送日を1959年11月5日とする航空書簡においても、参照欄に、「＜参照航空書簡＞G—73 1959年8月3日」として、「航空書簡G—73」が引用されている。

また、上記発送日を1959年11月5日とする航空書簡も、ジャーナリスト末浪靖司氏が、2011年9月、米公文書館において発見した文書である。

#### ＜開示を申し出る文書＞

については、開示を申し出る文書は次のとおりである。

- (1) 上記＜文書の開示を申し出る事実経過説明＞(ア)の電文に記載された事実に相応した、1959年（昭和34年）4月24日前頃に、当時の最高裁判所長官田中耕太郎氏と当時の駐日米大使マッカーサー氏とが会談し、意見交換したことが記録されている文書
- (2) 上記＜文書の開示を申し出る事実経過説明＞(イ)の「航空書簡G—73」の日付及び12月17日付電報の電文に記載された事実に相応した、1959年（昭和34年）8月3日前頃に、当時の最高裁判所長官田中耕太郎氏と当時の駐日米大使マッカーサー氏とが会談し、意見交換したことが記録されている文書
- (3) 上記＜文書の開示を申し出る事実経過説明＞(ウ)の航空書簡に記載された事実に相応した、1959年（昭和34年）11月5日前頃に、当時の最高裁判所長官田中耕太郎氏と当時の駐日米大使マッカーサー氏とが会談し、意見交換したことが記録されている文書

#### 2 最高裁判所裁判官会議の開催状況に関する次の文書

- (4) 司法行政を行う最高裁判所裁判官会議について、その開催頻度、開催日（曜日）、開催時間、開催場所など開催日程の段取りについて定めた文書（内規、規則、規定、

通達、その他名称を問わない)、及び(又は)具体的に開催日、開催時間、開催場所などを定めた文書(以下、これら文書をこの2項で「(4)の文書」という)で、現に効力を有するもの

(前者の「段取りについて定めた文書」とは例えば「毎週○曜日開催」というように日を特定せずに開催日を定めている文書を言い、後者の文書は具体的に日を特定して開催日を定めている文書を言う、以下同じ)

- (5) 上記(4)の文書で、砂川伊達判決が言い渡された1959年(昭和34年)3月30日から検察官の跳躍上告に基づきその上告審として最高裁判所が判決を言い渡した1959年(昭和34年)12月16日までの期間(以下、この1959年(昭和34年)3月30日から同年12月16日までの期間を本件裁判期間という)中に効力を有していたもの

### 3 最高裁判所裁判官会議の次の議事録

- (6) 2011年(平成23年)1月1日から2012年(平成24年)3月31日までの間に開催された司法行政を行う最高裁判所裁判官会議の各議事録
- (7) 本件裁判期間中に開催された司法行政を行う最高裁判所裁判官会議の各議事録

### 4 最高裁判所大法廷の裁判官会議に関する次の文書

- (8) 裁判体である最高裁判所大法廷の裁判官会議(審理をするための裁判官会議)について、その開催頻度、開催日(曜日)、開催時間、開催場所など開催日程の段取りについて定めた文書(内規、規則、規定、通達、その他名称を問わない)、及び(又は)具体的に開催日、開催時間、開催場所などを定めた文書(以下、これら文書をこの4項で「(8)の文書」という)で、現に効力を有するもの

(前者の「段取りについて定めた文書」とは例えば「毎週○曜日開催」というように日を特定せずに開催日を定めている文書を言い、後者の文書は具体的に日を特定して開催日を定めている文書を言う、以下同じ)

なお、これら会議の日程表は、裁判官の日程調整という司法行政上の必要性から作成されているものであるから、開廷日を定めた文書と同様に、司法行政上の文書である。

(9) 上記(8)の文書で、本件裁判期間中に効力を有していたもの

5 最高裁判所長官の業務日誌の作成方法・基準などに関する次の文書

(10) 最高裁判所長官が、面談、視察その他の業務のために、最高裁判所の建物外に出て執務するときの言動を文書（通称世でいう「業務日誌」）として記録することに関して、その文書（「業務日誌」）の表題、書式など文書の作成方法或いは作成基準を定めた文書（規則、規定、通達、書式、様式その他名称を問わない）（以下、これら文書をこの5項で「(10)の文書」という）で、現に効力を有するもの

(11) 上記(10)の文書で、本件裁判期間中に効力を有していたもの

6 最高裁判所長官の公用車の運転日報の作成方法・基準などに関する次の文書

(12) 最高裁判所長官が、面談、視察その他の業務のために、最高裁判所の建物外に出て執務するときに利用する乗用車（いわゆる長官公用車、但し特定専属の公用車だけではなく臨時に代替された他の公用車がある場合はこの公用車も含む）に関し、同乗者の官職名及び氏名、その出発地点から経過地点及び終着地点、最高裁判所長官及び同乗者から運転手への指示、最高裁判所長官の乗車降車の状況、その他乗用車の運転状況に関して作成される文書（通称世でいう「運転日報」）について、その文書の表題、書式など文書（「運転日報」）の作成方法或いは基準を定めた文書（規則、規定、通達、書式、様式その他名称を問わない）（以下、これら文書をこの6項で「(12)の文書」という）で、現に効力を有するもの

(13) 上記(12)の文書で、本件裁判期間中に効力を有していたもの

7 最高裁判所長官（当時）田中耕太郎氏の裁判所外での業務に関する次の文書

(14) 1959年(昭和34年)当時最高裁判所長官であった田中耕太郎氏が、面談、視察その他の業務のために、本件裁判期間中に最高裁判所の建物外に出て執務したときに、その言動及び動向が記録されている文書（通称世でいう「業務日誌」）

(15) 1959年(昭和34年)当時最高裁判所長官であった田中耕太郎氏が、面談、視察その他の業務のために、本件裁判期間中に最高裁判所の建物外に出て執務したときに利用した乗用車（いわゆる長官公用車、但し特定専属の公用車だけではなく



臨時に代替された他の公用車がある場合はこの公用車も含む) の運転手その他運転関係者が作成した乗用車の動向を記録した文書(通称世でいう「運転日報」)

- (16) 1959年(昭和34年)当時最高裁判所長官であった田中耕太郎氏が、面談、視察その他の業務のために、本件裁判期間中に最高裁判所の建物外に出て執務したときに関して、上記(14)及び(15)の文書以外で、同長官の訪問場所、同行者の氏名及び面談相手の氏名が記載された文書(回覧、報告書、出張記録その他文書の名称を問わない)

#### 8 最高裁判所長官(当時)田中耕太郎氏の発言が記録されている次の文書

- (17) 当時の最高裁判所長官田中耕太郎氏が、砂川刑事事件において被告人らが起訴された昭和32年10月2日から田中耕太郎氏が最高裁判所長官を退任する昭和35年10月2日までの間(この期間を以下本件長官在任期間という)に開催された次の会議において、日米安全保障条約、アメリカ在日駐留軍、アメリカ軍基地反対闘争、砂川伊達判決に言及した発言が記録されている文書

司法行政として行われている最高裁判所裁判官会議

長官所長会同

その他の最高裁判所の内外において司法行政として行われている裁判官会議

- (18) 本件長官在任期間中に開催された長官所長会同における、田中耕太郎氏がした挨拶(「最高裁判所長官訓示」など)を含め田中耕太郎氏の発言が記録された文書(ここでは田中耕太郎氏の発言が記載されている文書の開示を申し出ているのであり、特定の発言内容が記載されている文書の開示を申し出ているのではない)

#### 9 文書管理に関する文書

最高裁判所が「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」に提出した最高裁判所事務総局作成の平成20年9月25日付「裁判所における文書管理」と題する書面(以下、本件書面という)に登場する下記文書

なお、平成25年1月29日現在、最高裁判所のホームページには、平成24年12月6日付「司法行政文書の管理について(依命通達)」(最高裁秘書第003545号(庶い-04))

なる文書が公開されているが、上記有識者会議に提出した平成20年9月25日付書面当時の添付書面の開示を求めるものである。

(19) 本件書面1頁、「I、1 司法行政文書の管理の現状と管理体制」の項中、最初の記号「●」に登場する事務総長依命通達「司法行政文書取扱要領」（文書管理を定めた文書）

(20) 本件書面添付別紙1（6頁）に登場する「最高裁判所司法行政文書取扱要領」及び「下級裁判所司法行政文書取扱要領」

なお、前者が最高裁判所ホームページで公開されている「最高裁判所の保有する司法行政文書の開示等に関する事務の取扱要綱」である場合、及び後者が「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の基本的取扱いについて（依命通達（最高裁総一第82号（庶いー4）平成13年3月29日）」である場合には、それぞれの開示を求めないので、その場合はその旨の説明を求める。

(21) 本件文書1頁、「I、2 司法行政文書の保存・廃棄」の項中、最初の記号「●」に登場する事務総長依命通達「司法行政文書取扱要領」（司法行政文書の保存・廃棄を定めた文書）

(22) 本件書面添付別紙1（6頁）に登場する「司法行政文書を管理するための分類基準（表）」を定めた文書

(23) 本件書面添付別紙1（6頁）に登場する司法行政文書の「保存期間」及び「保存期間基準（表）」を定めた文書

(24) 本件文書3頁、「II、3 裁判文書の保存及び廃棄」の項中、最初の記号「●」に登場する「事件記録等保存規程」及び事務総長依命通達「事件記録等保存規程の運用について」（事件記録の保存及び廃棄を定めた文書）

(25) 本件文書4頁から5頁かけて記載されている昭和18年完結分までの民事判決原本の国立大学10校への移管について、何年度分がどこの大学へ移管されたかが記録されている文書

(26) その他司法行政文書の管理方法を定めた文書（但し、ホームページで公開されている平成24年12月付の3文書を除く）

判決の表示

判決年月日 1959年(昭和34年)3月30日  
判決裁判所 東京地方裁判所  
事 件 名 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条  
に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に  
関する協定の実施にともなう刑事特別法違反被告事件  
被 告 人 土屋源太郎外6名

添付資料

資料① 電報番号「2200 4月24日午後4時」とする電報電文

(新原昭治・布川玲子「砂川事件「伊達判決」に関する米政府解禁文書(原文と翻訳)」(山梨学院大学『法学論集』64号(2010年1月)187頁)

② 上記資料①の翻訳文(同165頁)

③ 電報番号を「1959年12月17日午後6時」とする電報電文(1・2頁)

(ジャーナリスト末浪靖司提供)

④ 上記資料③の翻訳文(元山梨学院大学教授布川玲子翻訳)

⑤ 航空書簡G—73に関する非公開決定文書(末浪靖司提供)

⑥ 上記資料⑤の翻訳文(布川玲子翻訳)

⑦ 発送日を1959年11月5日とする航空書簡(1・2頁)

(末浪靖司提供)

⑧ 上記資料⑦の翻訳文(布川玲子翻訳)

以 上